

平成24年9月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年（行ケ）第10236号 審決取消請求事件

判 決

原 告 X
被 告 特 許 庁 長 官
主 文

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2007-19402号事件について平成21年6月22日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、前記第1記載の審決（以下「本件審決」という。）の取消しを求める事案である。

2 記録によれば、本件訴えの提起に至る経緯は、以下のとおりである。

(1) 原告は、平成9年12月24日、発明の名称を「容積形流体モータ式ユニバーサルフューエルコンバインドサイクル発電装置。」とする発明について、特許出願（特願平9-370506号）をしたが、平成19年4月27日に拒絶査定がされ、これに対し、同年6月14日、不服の審判（不服2007-19402号事件）を請求した。

(2) 特許庁は、平成21年6月22日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をし、その謄本は、同年7月12日、原告に送達された。

第3 当裁判所の判断

本件訴えは、平成24年6月29日に提起されたものであるところ、前記第2のとおり、本件審決の謄本の送達があった日から30日を経過したことが明らかであ

るから、本件訴えは、特許法１７８条３項により、不適法でその不備を補正することができないものである。

また、原告は、平成２１年８月７日、当庁に対し、本件審決の取消しを求める訴え（平成２１年（行ケ）第１０２３２号審決取消請求事件）を提起したが、当庁は、平成２２年２月１０日、原告の請求を棄却する旨の判決をし、同判決が確定したことは、当裁判所に顕著である。そうすると、原告が再び本件審決の取消訴訟を提起することは許されず、本件訴えは、この観点からも、不適法でその不備を補正することができないものである。

よって、行政事件訴訟法７条、民事訴訟法１４０条により、口頭弁論を経ないで、判決で、本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第４部

裁判長裁判官 土 肥 章 大

裁判官 高 部 眞 規 子

裁判官 齋 藤 巖